

福祉・人権

地域包括支援センター 運営協議会を開催

時7月18日(火)、午後2時から、**所**市役所南館10階大会議室、**定**先着10人(当日空きがあれば傍聴可)、**申**7月3日〜17日に、左下図読み取りから申込みは、電話、フアックス(住所・氏名・電話番号を記入)で、福祉総合相談課☎655・2758、**☎**620・1720



介護保険負担割合証を送付

要支援または要介護の認定を受けている人に、新しい介護保険負担割合証を7月中に送付します。有効期間は8月1日〜来年7月31日です。本人・同一世帯の第1号被保険者の所得・年金収入に応じて、1〜3割の負担割合が記載されています。**☎**長寿介護課☎620・1637

要介護認定の有効期間にご注意を

要介護認定には、有効期限があります。更新手続きは有効期間満了60日前から可能ですので、引き続きサービス利用が必要な場合は、必ず有効期間内(できれば有効期間満了1か月前まで)に更新手続きをしてください。**☎**長寿

介護課☎620・1637 緊急通報装置を設置

☑重度障害者やおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、障害や疾病等により緊急時に電話で連絡を取ることに困難な人、**☑**ボタンを押すことで市が業務委託する警備会社に通報される装置を設置、**☑**所得に応じて月1584円、792円、無料、**☑**電話回線の種類等の設置条件あり、**☑**重度障害者等⇨障害福祉課☎620・1636、高齢者⇨長寿介護課☎620・1637

介護保険サービスの利用者負担額を軽減

社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、一定の要件に該当する人の利用者負担の一部を軽減します。**☑**次の☑〜☑いずれかに該当する人、**☑**次の☑〜☑いずれかに該当する人、**☑**次の全てに該当し、市が認定した



人、①市民税非課税世帯、②世帯の年収が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下、③世帯の預(貯)金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下、④日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない、⑤親族等に扶養されていない、⑥親族等の援助が期待できない、⑦介護保険料を滞納していない、**☑**生活保護受給者、**☑**「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援受給者、**☑**内A利用者負担額(10%相当分)、食費・居住費・宿泊費・滞在費の25%(ただし、老齢福祉年金受給者は50%)、**☑**個別室居住費または滞在費全額、**☑**ご利用先の社会福祉法人または長寿介護課☎620・1639

介護保険料の納入通知書を送付

7月上旬に65歳以上の人へ介護保険料納入通知書を送付します。納付書払いの人は、各納付期限までに納めてください。7月中旬を過ぎても届かない場合はご連絡ください。**☎**長寿介護課☎620・1639

いばらきオレンジかふえのご利用を

時①7月13日(木)・26日(水)・②20日(木)、午後2時から、**所**①シニアプラザいば

価格高騰緊急支援給付金を支給

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、1世帯当たり3万円を支給します。詳細は下図読み取りからご覧ください。

☑6/1時点で本市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯、**☑**市が6月末から順次送付する確認書を返送またはオンラインで申請、**☑**同給付金コールセンター☎655・0159



らき、②葦原多世代交流センター、交流会、**¥**100円、**備**その他のかふえの詳細は下図読み取り参照、**☎**福祉総合相談課☎655・2758



暮らしのガイド



受領証 (見本)

性的マイノリティの人が互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、市が公に証明する制度です。**対**次の全てに該当する人、①少なくともどちらか一方が性的マイノリティである、②双方ともに18歳以上である、③少なくともどちらか一方が市民または市内への転入を予定している、④双方に配偶者(事実婚を含む)や他のパートナーがいらない、⑤双方が近親者の関

パートナーシップ宣誓制度のご利用を

時8月5日(土)、午後2時〜4時、**所**アルプラザ茨木3階エスカレーター横、**内**コミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センターによる困りごと相談、**問**(福)慶徳会常清の里CSW 646・5601

福祉なんでも相談会

係にない(双方で養子縁組をしている場合を除く)、**申**人権・男女共生課に事前予約の上、住民票(写)・現に婚姻をしていないことを証明する書類・本人確認書類等を直接、**同課**620・1640

パートナーシップを証明する公正証書作成費を補助

対パートナーシップ関係にある旨の宣誓を行った2者で次の全てに該当する人、①双方ともに本市に住民登録があり、本市に居住している、②パートナーと戸籍上の性別が同じ、③補助金申請時点で有効なパートナーシップ宣誓書受領証を所持している、④昨年7月1日以降に任意後見契約公正証書の作成・登記と合意契約公正証書(市が定める必須事項が記載されている)の作成を行い、その経費を負担している、**内**公正証書の作成に要した経費の一部を補助(原則、3か月以内に申請)、**¥**1組上限5万円、**備**詳細は下図読み取り参照、**申**人権・男女共生課620・1640



健康保険・年金

障害年金予約相談のご利用を

時7月3日(月)・12日(水)・21日(金)、午前

予約年金相談のご利用を

9時30分〜午後0時20分・午後1時30分〜4時20分、**所**保険年金課、**定**各日先着6人、**内**社会保険労務士による障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金を除く)、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ、身分証等(本人以外の場合は委任状)、**申**右図読み取りから申込みまたは、電話で**同課**(年金)620・1632



時7月11日(火)、午前10時〜正午・午後1時〜4時、1人15分間、**所**保険年金課、**定**先着15人、**内**吹田年金事務所相談員による年金記録等に関する相談(共済年金を除く各種年金)、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被

国民年金保険料の納付が困難な場合は免除制度のご利用を

保険者証、年金証書、身分証(顔写真付き以外は2点必要)、職歴メモ等(本人以外の場合は指定様式の委任状)、**申**7月3日、午前9時から、右下図読み取りから申込みまたは、電話で**同課**(年金)620・1632



経済的な理由等で国民年金保険料の納付が困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。本人・配偶者・世帯主(世帯主は免除制度のみ)の前年の所得が一定額以下の場合に、承認されます。また、退職を理由とした特例免除制度もあります。保険料の未納が続くと、障害や死亡といった不慮の事態が発生したとき障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合がありますので、各種制度をご利用ください。

6月分まで承認を受けている人で、7月以降も免除等を希望する場合は、8月末日までに改めて申請が必要です(継続での承認の場合は不要)。申請書は7月上旬に日本年金機構が送付する納付書に同封していただきますので、保険年金課年金係または日本年金機構に申請してください(郵送可)。なお、免除や猶予の承認を受けた期間があると、全額納付した場合と比べて年金額

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: **時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**¥**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、

が低額になります。この承認を受けた期間については、保険料を追納すると、年金額を増やすことができませんが、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされるので、ご注意ください。**問** 同課（年金） ☎ 620・1632

限度額適用認定証等の更新手続きを

入院・外来を問わず、同じ医療機関で1か月の医療費が自己負担限度額までの負担となる国民健康保険限度額適用認定証と、非課税世帯の人が入院時の食事代も減額となる国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日です。7月上旬に更新の案内を送付します。**甲** 郵送で、〒567-8505 保険年金課（国保） ☎ 620・1631

高齢受給者証と特定疾病療養受療証の更新

国民健康保険高齢受給者証・国民健康保険特定疾病療養受療証の有効期限は7月31日です。新しい証は7月下旬に送付します。**問** 保険年金課（国保） ☎ 620・1631

接骨院・整骨院、鍼灸院、マッサージ院の内容点検を実施

市では、医療費の適正化を図るため、国民健康保険の加入者を対象に、接骨院・整骨院、鍼灸院、マッサージ



院にかかった際の施術内容の点検を実施しています。委託先（株式会社）から施術内容の確認の書類が届いたら、期限までに回答のご協力をお願いします。**問** 保険年金課（国保） ☎ 620・1631

税金

夜間・休日窓口を開設し国民健康保険料、市税・清掃手数料収納し

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。**時** 【休日】7月23日（日）、午前9時～午後5時、【夜間】24日（月）、午後8時まで、**所** 国民健康保険料①市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料②市役所本館2階13番窓口、**備** 夜間

後期高齢者医療保険料の納付書等を送付

■ 保険料案内コールセンター ☎ 665・5222 のご利用を

同保険料の納付書、決定通知書に関するコールセンターを7/13～31（平日、9:00～17:00）の期間設置します。

■ 今年度の保険料額が決定

7月中旬に今年度の後期高齢者医療保険料決定通知書を送付します。

【普通徴収の人】 送付する納付書や口座振替等で納めてください。口座振替制度を利用することで、毎月の保険料が指定の口座から自動的に引き落とされ、納め忘れを防げます。ぜひご利用ください。

【特別徴収の人】 年金の受給額が年額18万円以上で後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、対象となる年金受給額の2分の1を超えない人は、原則、直接年金からの支払いになります（年度内に年齢到達・転入等により資格取得した人は、しばらくの間、普通徴収での納付になります）。**問** 保険料案内コールセンター ☎ 665・5222、保険年金課（高齢） ☎ 620・1630

■ 新しい被保険者証等を送付

【被保険者証】 75歳以上または一定の障害がある65歳以上の人の「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7/31です。新しい被保険者証（橙色、見本参照）を7月下旬までに簡易書留で送付します。

【限度額適用・標準負担額減額認定証】 住民税非課税世帯に属する被保険者が対象の、医療費（入院・外来）と入院時の食事代の負担が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7/31です。引き続き該当する人には、新しい認定証を7月下旬までに送付します。

【限度額認定証】 現役並み所得者の区分Ⅱ・Ⅰに属する被保険者が対象の、医療費（入院・外来）の負担が軽減される「限度額適用認定証」の有効期限は7/31です。引き続き該当する人には、新しい認定証を7月下旬までに送付します。**問** 保険年金課（高齢） ☎ 620・1630



暮らしのガイド

と休日は、本館東玄関横の地下通入口から入り、声をかけてください。☎① 保険年金課（徴収） ☎620・1631、
② 収納課 ☎620・1616

公共の用に供する道路所有者は 固定資産税等非課税適用申告を

公共の用に供する道路等を所有している人が、固定資産税等の非課税適用を受けるためには申告が必要です。申告がない場合は非課税とはなりません。

☑公道から他の公道に通じ、通行に何の制限も設けず不特定多数の人が利用できる道路、☑資産税課 ☎620・1615

家屋の取り壊し、新築、増築、 用途変更をしたときはご連絡を

市では、固定資産税等の算定をするため、家屋調査を行っています。現況把握には、所有者の協力が必要です。家屋を取り壊した場合（一部・全部）や、未登記で新築、増築した場合、事務所から住宅へ用途変更した場合等は、ご連絡ください。☑資産税課 ☎620・1615

省エネ改修に伴う固定資産税減額

一定の省エネ改修を施した場合、申告により翌年度の固定資産税が減額されます（都市計画税を除く）。☑平成26年4月1日以前から所在する床面積

50㎡以上280㎡以下の住宅（賃貸住宅を除く）で、来年3月31日までに次の工事を完了するもの（工事費の自己負担額に要件あり）、**【工事内容】**①窓（必須）・床・天井・壁の断熱改修、②太陽光発電装置、高効率空調機・給湯器等の設置工事で、それぞれ現行の省エネ基準に新たに適合すること、☑改修工事完了の翌年度分に限り固定資産税（家屋120㎡相当部分）の3分の1（認定長期優良住宅は3分の2）を減額、**【持】**申告書、増改築等工事証明書（建築士等が発行）、費用が分かる領収書（写）、改修工事に対する補助金を受けている場合はその内容がわかる書類、認定長期優良住宅に該当する場合は認定通知書（写）、☑工事完了日から3か月以内に、資産税課 ☎620・1615

所得税・復興特別所得税の 予定納税の納税をお忘れなく

昨年度の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上になる場合は、予定納税基準額の3分の1相当額を7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めてください。予定納税が必要な人には、6月中旬に税務署から「令和5年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」を送付しているため、第1期分を7月31日までに納付してください。廃業、休業、業況不振等の理由で予定納税の減額申請をする場合は、7月18日までに「予

定納税額の減額申請書」に必要事項を記載し、税務署に提出してください。
☑茨木税務署 ☎623・1131

今月の納付（7月31日）まで

- 国民健康保険料普通徴収第2期分
- 後期高齢者医療保険料普通徴収第1期分
- 介護保険料普通徴収第4期分
- 固定資産税・都市計画税第2期分
- 一般廃棄物処理（清掃）手数料第1期分
- 下水道事業受益者負担金第1期分

教育・子ども

教育委員会定例会を開催

☑7月19日（水）、午後2時から、☑市役所南館6階会議室、☑一部非公開の場合あり、☑教育政策課 ☎620・1680

不登校やひきこもり、ニート等の相談は「くろす」で

☑子ども・若者自立支援センター「くろす」（片桐町4-7）、☑15〜39歳の不登校、ひきこもり、ニート等の子ども・若者または保護者、☑内面談、訪問支援、居場所利用、同行支援、☑同セ

ンター ☎646・5526（火・日曜日、祝日休み）

自習室の活用を

☑①豊川・②沢良宜・③総持寺いのち・愛・ゆめセンター、☑時間・利用方法・定員等詳細は左図読み取り参照、☑各センター① ☎643・2069・② ☎635・7667・③ ☎626・5660



無料発達相談会

☑初回面接は7月24日（月）まで、☑所 追手門学院大学地域支援心理研究センター、☑3歳〜中学生と保護者、☑先着5組、☑初回面接で相談を受け、必要に応じて後日発達検査、☑備 口時は申込時調整、☑申 7月3日〜7日に、☑同センター ☎643・9439（平日、午前11時〜午後5時30分）

まちづくり

景観審議会を開催 保

時7月21日(金)、午前10時から、**所**市役所本館4階理事者控室(1)、**定**先着5人、**備**一時保育は7月7日までに要申込、**申**7月20日までに、下図読み取りから申込みまたは、電話で都市政策課 ☎620・1660



都市計画審議会を開催 保

時7月10日(月)、午前10時から、**所**市役所南館8階中会議室、**定**先着10人、**内**都市計画マスタープランと立地適正化計画改定に関する報告等、**申**7月7日までに、下図読み取りから申込みまたは、電話で都市政策課 ☎620・1660



駅前周辺整備基本計画協議会の市民委員を募集

時9月1日から1年間、年3〜5回程度、**対**9月1日時点で満18歳以上の市内在住・在勤・在学者(国・地方公共団体の議員・職員を除く)、**定**2人、**内**JR茨木駅や阪急茨木市駅の駅前周辺整備基本計画に関する事項、**¥**日額9千円、**備**詳細は左下図読み取り参照、**申**7月21日までに、申込書(市街地新生課に設置、市HPからダウンロード可)と小論文を、原則本人が直接、同課



☎620・1821

居住施策推進委員会の市民委員を募集

時9月1日から2年間、年1〜3回程度、**対**9月1日時点で満18歳以上の市内在住・在勤・在学者(国・地方公共団体の議員・職員を除く)、**定**女性1人、**内**居住施策に係る計画の推進と見直しに関する事項、**¥**日額9千円、**申**7月21日までに、左下図読み取りから申込みまたは、申込書(居住政策課に設置、市HPからダウンロード可)と小論文を、原則本人が直接、同課 ☎655・2755



水害・土砂災害ハザードマップ中の河川監視カメラへのリンクが変更

同マップ中の河川監視カメラへのリンクが、ページ更新に伴い変更されています。新しいページは下図読み取りからご覧ください。問危機管理課 ☎620・1617



子どもの安全見守り隊参加者を募集

子どもが安心・安全に登下校できるよう、登校・下校時間の見守りが活動の中心です。通勤や散歩・買い物の中で、家の周りを掃除しながらなど、できる時にできる範囲での「ながら見守り」の参加も可能です。子どもたちを温かく見守る活動へのご協力をお願いします。

します。

時【活動時間】登校Ⅱ午前7時30分頃〜8時30分頃、下校Ⅱ午後2時30分頃〜4時頃、**備**登録者は市で一括して保険加入、腕章・帽子等の支給あり、**申**各小学校、問学校教育推進課 ☎620・1683

ロケ地めぐりマップで散策を

映画やテレビドラマ等の撮影にご協力いただいた、市内中心部のロケーション施設を紹介しています。ロケで紹介されたグルメ情報も満載です。**備**まち魅力発信課等に設置、下図読み取りからダウンロード可、問同課 ☎620・1602



茨木まちみしポーターがInstagram等でまちの魅力を発信

「茨木が好き！」な人たちによる魅力PRチームが、7月から新メンバーで

活動を開始します。茨木のステキな場所・店・イベント等を取材し、SNSで発信しています。詳細は右下図読み取りからご覧ください。問まち魅力発信課 ☎620・1602



市民活動センター利用説明会

時7月15日(土)・26日(水)、午前10時〜正午、8月9日(水)、午後7時〜9時、**所**市民活動センター会議室、**定**各先着15人、**内**おにクルへ移転後の同センターの使い方、**申**市HPから申込みまたは、電話で同センター ☎623・8820

安威川ダムフラッシュ放流を実施

同ダムでは、下流河川的环境改善を目的としたフラッシュ放流を行います。放流日は安威川の水位が上昇して危険ですので、川の中には入らないでください。

時7月4日(火)、午前10時〜午後4時、11日(火)、午前10時〜午後2時、**備**大雨等でダムの放流量が増加した場合や濁水傾向の場合、予告無く延期・中止する場合があります。詳細は下図読み取りからご確認ください。問安威川ダム建設事務所 ☎626・6083



花火はルールを守って

花火をするときは、次のことに注意

暮らしのガイド

しましよ。▼風が強いときはやめる、▼燃えやすいものの近くでは遊ばない、▼人や建物に向けない、▼禁止された公園等ではない、▼ほぐして火薬を取り出したり、一度にたくさん火をつけたりしない、▼子どもだけでは遊ばない、▼水バケツを用意し、水に浸けて完全に火を消す、▼ごみは必ず持ち帰る。 問 予防課 ☎ 622・6950

大阪都市景観建築賞を募集

周辺環境を向上させる、景観上優れた建物や建物を中心としたまちなみを推薦してください。

申 7月1日～31日に、
下 図読み取りから申
込、 問 府建築環境課 ☎
06・6210・9718



公設浄化槽の設置希望者を募集

市の北部地域に合併浄化槽（家庭から排出される生活排水とし尿の浄化処理施設）を設置し、維持管理する公設浄化槽事業を行っています。

対象地域（泉原、上音羽、下音羽、長谷、銭原、清阪）にある、浄化槽の大きさが200人槽以下となる住宅または事業所、**¥【分担金】**（例）延床面積130㎡以下（5人槽） 19万5千円、130㎡超（7人槽） 21万4千円、宅内配管、電気工事等は別途要、**【使用料】**（例）4070円（2か月で水道40㎡使用）、**【備申込後】**に市の調査あり、工場等から

排出される処理困難な物質を含む水や雨水は接続不可。 申 電話または直接、下水道施設課 ☎ 620・1664

公共下水道への接続を

生活環境の改善、河川等の水質汚濁を防止するため、生活排水が下水道へ接続されていない家庭等は、接続工事をお願いします。 問 下水道施設課 ☎ 620・1667

水道メーター検針にご協力を

水道メーターの検針を効率的に行うため、次のことにご協力ください。▼メーターボックス付近に犬をつながない、▼上に物を置かない、▼中は清潔にする、▼メーターボックスが家の増改築等で屋内や床下になる場合は、市指定給水装置工事業者に依頼して、検針のしやすい場所に移設する。 問 水道部営業課 ☎ 620・1691

悪質業者にご注意ください

チラシ・広告の甘い言葉での勧誘や、市からと称して検査や修繕を口実に家庭を訪問し、宅内の下水道や下水まの清掃・修理、浄水器の販売、水質検査、家庭内の水道管洗浄等を行い、高額な代金を請求する悪質な業者による被害が多発しています。市では、訪問販売・修繕等は行っていません。不審に思った場合は、指定工事を紹介しますので、ご相談ください。 問 下水道

ATOCHI NEWS

どうなる？ 市民会館跡地エリア

問 共創推進課 ☎ 655・2757

Vol.14 まるで「まちなかの森」

今回は、おにクル1階にオープンする屋内こども広場「まちなかの森 もっくる」を紹介します（利用料金等詳細は市HP参照）。

もっくるは、茨木の魅力である緑豊かな景観をイメージした「まちなかの森」がコンセプト。木の香りに包まれた、天候に関わらず外遊びのようなわくわく・ドキドキの体験を楽しめる有料の屋内施設です。

また、木のぬくもり・楽しさを伝える「木育」をはじめ、図書館「おにクルぶっくぱーく」やホール、市民活動センター「きゃぱす」などとも連携しながら、さまざまなテーマで年間100回以上の魅力あるイベントを開催する予定です。

2階には「こども支援センター」があるので、もっくるにあそびに来た“ついで”に、気軽に育児相談をしていただけます。もっくるにも、保育の知識と経験のある「育児コンシェルジュ」がいるので気軽に相談ができ、子どものあそび相手にもぴったりです。

もっくるやこども支援センターに関わり、応援していただくための、クラウドファンディング（8ページ参照）も実施しますので、ご協力をお願いします。



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無や申込方法等でご不明な点がございましたら、市・各主催団体HPまたは問・申でご確認ください。

	建物用途	補助割合	限度額
耐震診断	木造住宅	耐震診断費用の10/11	50,000円/戸
	共同住宅(木造住宅除く)	定額(戸数分)	25,000円/戸
	特定建築物(一定規模以上)	耐震診断費用の50%	1,000,000円/棟 ※3
耐震設計	木造住宅※1	耐震設計費用の70%	100,000円/棟
	賃貸共同住宅(木造住宅除く)※2	耐震設計費用の2/3	1,500,000円/棟
	分譲共同住宅※2		3,000,000円/棟
耐震改修	木造住宅	700,000円/戸(定額) (一定所得以下の世帯は900,000円/戸)	
	賃貸共同住宅	①②のいずれか 少額な方	10,000,000円/棟
	分譲共同住宅	①50,200円/m ² ②工事費用の1/3	25,000,000円/棟
除却工事	木造住宅	400,000円/棟(定額) (一定所得以下の世帯は600,000円/棟)	
	賃貸共同住宅(木造住宅除く)※2	①②のいずれか 少額な方	10,000,000円/棟
	分譲共同住宅※2	①50,200円/m ² ②工事費用の1/3	20,000,000円/棟

※1耐震改修工事を行う場合に限る、※2延べ床面積1,000m²以上(階数が3以上のものに限る)、※3用途により1,250,000円/棟

施設課 ☎620・1667、水道部総務課 ☎620・1690

水防団員を募集

淀川右岸水防事務組合では、集中豪雨や津波等水害から生命と財産を守るため、堤防の監視・警戒等を行う水防団員を募集します。

☎市の組合防街区域内(安威川沿い先鉾橋下流)に住住または勤務先がある18歳以上の健康な人、**報酬等あり**、**問同組合** ☎06・6302・8721

建築物の耐震診断・改修補助・除却を補助

☎対平成12年(非木造と除却は昭和56年)

5月31日以前に建築確認を受けて建築した市内の建築物、**内**左表のとおり、**問**居住政策課 ☎655・2755

マンション管理計画認定制度のご利用を

分譲マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合、市の認定を受けることができます。また、認定されることにより、住宅金融支援機構のフラット35やマンション共用部分リフォーム融資の金利の引き下げ等の優遇を受けることができます。

☎市内の分譲マンション、**問**管理組合による認定申請要、**問**居住政策課 ☎655・2755

住まい探し相談会

☎時7月25日(火)、午後1時〜5時、**所**市役所南館8階会議室、**対**高齢者・障害者等、**定**先着8組、**内**賃貸住宅探しの相談、**備**府営・市営住宅の斡旋なし、**申**7月3日〜13日に、電話またはファックス、メールで、居住政策課 ☎655・2755、**問**620・1730、**✉**kyojyu@city.ibaraki.jp

多世代近居・同居を支援する補助制度のご利用を

☎**内**子世帯(中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯等)と親世帯(子世帯の父母または祖父母)のいずれかが近居・同居するために、住宅を購入または持ち家をリフォームし、転入した世帯に費用の一部を補助、**¥**上限30万円、**備**その他条件あり、**問**居住政策課 ☎655・2755

環境

家庭用生ごみ処理機等の購入費を助成

☎**¥**購入費の2分の1(100円未満は切り捨て)、電源を必要としない容器(コンポスト容器等)Ⅰ1基につき上限5千円(5年以内に2基まで)、電源を必要とする機器(生ごみ処理機)Ⅱ上限2万円(5年以内に1基)、**備**申

請前の購入は補助対象外、予算の範囲内で先着順、5いばらき環境ポイント付与、**申**申請書(資源循環課で配付、市HPからダウンロード可)を直接、**同**課 ☎620・1814

マイボトル専用給水機のご利用を

ペットボトル等のプラスチック容器のごみを減らすため、市役所にマイボトル専用給水機を設置しています。ぜひご利用ください。**所**市役所本館1階パスポートセンター前、**問**資源循環課 ☎620・1814



給水機を設置する事業者の購入費やレンタル料を助成

☎**対**不特定多数の市民等が利用できる給水機を屋内設置する市内事業者等、**¥**購入Ⅱ購入費の2分の1(上限10万円)、レンタルⅡ給水機レンタル費・設置費の全額(来年3月分まで、上限額はレンタル費用9千円、設置費1万5千円)、**備**給水機使用に伴う水

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

☎問問合先、✉メールアドレス、HP ホームページ、**保**一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

暮らしのガイド

いばらき

大学探訪



今月は
追手門学院大学

問政策企画課
☎ 620・1605



防災知識を学べるトイレトペーパーを考案！

追手門学院大学では、学生のビジネスに対する関心を高め、起業家精神の醸成を図ることを目的に、同大学生と府内に通う高校生を対象にした「追手門グッズコンテスト」を開催しています。昨年は「災害時に有用なグッズ」をテーマに実施し、「ぼうさい おぼえっとペーパー」が最優秀賞を獲得、グッズ化しました。これは、身近に防災の知識に触れてもらおうと、災害発生時の初動や避難時の注意点などを、ひらがなの標語を用いてわかりやすくプリントしたトイレトペーパーです。

3月には同大学生らが中央図書館で防災訓練のイベントを開催し、トイレトペーパーを配布しました。子どもたちが災害時に慌てないように知識をつけ、少しでも安心・安全に対応できるように、このグッズを地域の防災・減災に役立てていければと考えています。

問合先 同大学広報課 ☎ 641・9590

道料金・電気料金・維持管理経費等は事業者負担、**申**申請書（資源循環課で配付、市HPからダウンロード可）を直接、同課 ☎ 620・1814

住宅用太陽光発電システム等の設置に補助

対自宅に①住宅用太陽光発電システム・②①と同時期に設置の家庭用燃料電池（エネファーム）・③自然循環型太陽熱温水器・④強制循環型ソーラーシステム・⑤蓄電システムを設置後①

は電力受給後）6か月以内の人、**¥**①出力1kW当たり1万2500円（上限4kW）、②④⑤上限4万円、③上限3万円、**備**②は①と同時申請のみ、各10いばらき環境ポイント付与、**申**来年3月8日までに、申請書（環境政策課で配付、市HPからダウンロード可）と必要書類を直接、同課 ☎ 620・16644

地域緑化活動の緑化樹無償配付

敷地の接道部やコミュニティスペース等多くの人の目に触れる場所で地域

産業活性化プロジェクト
促進事業補助制度

商工・消費生活

の人々が協同で行う緑化活動を対象に緑化樹の無償配付を実施します。
時来年2月～3月頃、**備**詳細は市HP参照またはお問い合わせください。**申**8月25日までに、公園緑地課 ☎ 620・1654

事業活動支援給付金の申請は
7/31 までに

対次のいずれかに該当する中小企業または個人事業主、①昨年度の事業活動支援給付金の交付を受けた、②市内に事業所を有し、昨年10月分～今年3月分間の任意の最大3か月分の事業に要した電気代・ガス代・車両以外の燃料費の総額が5万円以上である、**¥**1事業者につき一律5万円、**申**7/31（消印有効）までに、申請書等（市HPからダウンロード）を、直接、合同庁舎6階特設窓口または、郵送で、〒567-8505 商工労政課、**問**同給付金コールセンター ☎ 622・1161

小売店等の活性化を支援

市内小売店等の活性化を図るため、事業者へのアドバイスをしています。また、市内小売店等を改装する事業者（市民・市内法人のみ）や、商店街または中心市街地で、業種・業態転換、新店出店等予定（いずれも小売業・飲食店のみ）の事業者、改装工事費の一部を補助（上限50万円）しています（工事計画前に相談要）。なお、本

対市内事業者等の①市内企業や商品のPRとなるイベント等・②付加価値の高い新製品等の試作・開発に補助金を交付、**備**特定の事業者の利益に限定される事業を除く、審査（書類、プレゼンテーション）あり、各事業の募集要領と申請書類は、7月3日から商工労政課で配付（市HPからダウンロード可）、**申**7月3日～31日に、直接、同課 ☎ 620・1620

茨木商工会議所の無料相談

時8月21日（月）、**金**融相談（事業資金・教育ローン）午後1時～3時、**創**業相談 午後2時～4時、**所**・**問**同会議所 ☎ 622・6631

就職サポートセンターのご利用を

同センターでは、専門の相談員がじっくり相談に応じ、アドバイスはもちろんのこと、一人ひとりに最適な就職支援プランを立て、他の専門機関の

紹介、職業訓練の案内などにより、1日でも早い就職を応援しています。また、仕事上の悩みやトラブルの相談のほか、転職を希望する場合も利用することができず。ぜひご利用ください。

【専門の相談員（仕事なんでも相談員）の相談】 時火～木曜日、午前10時～午後4時（毎月最終木曜日は正午まで）、**問**同センター（商工労政課内） ☎620・1620

退職金は中退共制度で

中小企業退職金共済（中退共）は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる制度です。掛金は全額非課税で、一部を国が助成します。家族従業員も加入できます。**問**中退共大阪コーナー ☎06・6536・1851

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターのご利用を

時平日、午前9時～午後5時（水曜日は午後6時まで）、**所**府社会保険労務士会館（大阪市北区天満二丁目1-30）、**備**労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用等の労務管理の相談（社会保険労務士等）、**問**同センター ☎0120・068・116、**✉** hatarakikata@sr-osaka.jp

消費者ホットライン188のご利用を

「悪質商法等による被害にあった」

などのトラブルで困っていることはありませんか。そんなときは1人で悩まずに、消費者ホットライン188にお電話ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

問消費生活センター ☎624・1999（月～金曜日、午前9時～午後4時30分、第2・4土曜日、午前9時～正午）



求人

夏季学童指導員

時7月21日（金）～8月24日（木）、原則午前8時～午後7時の間で3～8時間程度（シフト制）、**所**公立小学校（学童保育室設置校）、**賃**時給1070円、**備**事前研修あり、職務内容等詳細は学童保育課 ☎620・1801 にお問い合わせください。この期間以外も随時受付、**申**下図読み取りから申込または、電話で人事課 ☎620・1601



その他

スポーツ推進審議会を開催

時8月1日（火）、午後6時30分から、**所**市役所南館10階会議室、**内**スポーツ推進

進計画実施状況等、**備**一時保育は7月10日までに要申込、**問**スポーツ推進課 ☎620・1608

社会教育委員の会議を開催

時7月20日（木）、午後6時から、**所**上中条青少年センター3階会議室、**定**先着3人、**備**一時保育は7月10日までに要申込、**申**7月14日までに、電話で社会教育振興課 ☎622・5180

フューチャープラザ・グランドホールの市民先行予約

立命館いばらきフューチャープラザ・グランドホールの来年8月2日～4日の先行予約を行います。利用予定者は必ず抽選会に出席してください。詳細は市HPをご確認ください。



審議会等の会議の公開状況

市では、市政運営の透明化を図り、開かれた市政を推進するため「市審議会等の会議の公開に関する指針」を定め、その運用に努めています。昨年度は、131の審議会等のうち、106の審議会等で、延べ609件の会議を開催し、傍聴者は延べ100人でした。また、「介護認定審査会」等、一部の会議については、個人情報保護等の観点から非公開としました。なお、個別の審議会等の開催回数、公開・非公開の別、傍聴人数等の詳細は、市HP、市役所南館1階の情報ルームで閲覧できます。**問**政策企画課 ☎620・1605

パブリックコメントを募集

「新型コロナウイルス接種・特定個人情報保護評価に係る全項目評価書（案）」**内**新型コロナウイルス接種の実施と接種記録の管理につき、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止と市民の信頼を確保するための評価、**備**資料は7月11日から、健康づくり課で配付、市HPからダウンロード可、情報ルームと市内各施設で閲覧可、意見書の様式は自由（メールの場合にはテキストファイル、どの項目の何についての意見を明確に）、提出された意見やこれに対する市の考え方は後日公表（住所、氏名等の個人情報は非公開）、提出意見への個別回答、匿

暮らしのガイド

総合計画策定に向けた
Web アンケートの実施

あなたの思い描く「〇〇なまちだったらいいな」「〇〇な時に幸せを感じる」を教えてください。市では、令和7年度からの10年間の目標となる、次期総合計画の策定を進めています。これからのまちづくりの方向性を検討するために、皆さんのご意見をお待ちしています。

時7/21(金)まで、申右図読み取りから回答、問政策企画課 ☎ 620・1605



施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用は遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの8月抽選分と生涯学習センター・ローズ

名または電話による意見の受付は行いません、申7月11日～8月10日(消印有効)に、市HPから申込または、直接、郵送・ファックス・メール(住所・氏名・連絡先を記入)で、〒567-0031 春日三丁目13-5、同課 ☎ 625・6685、☎ 627・7511、✉ kenko@city.ibaraki.jp

毎月勤労統計調査「特別調査」
にご理解とご回答を

8月上旬から、厚生労働省が指定した調査区内(学園町、鮎川一丁目、山手台五丁目・六丁目・七丁目)の全事業所に府知事が任命した統計調査員が訪問し、常用労働者数等を調査します。問府総務部統計課 ☎ 6210・9200

マイナンバーカードの受取、
マイナポイントの申込は早めに

マイナポイントの申込期限は、9月末ですが、一部の決済サービスはそれよりも早く申込を締め切る予定です。

茨木の

お店に行こう♪

Vol.34

商工労政課 ☎ 620・1620

市の補助制度利用店を紹介

めんさん 麵燦燦 (園田町 5-3)
☎ 080・7893・0659
水～金= 7:00～10:00、
11:30～14:30
土・日= 7:30～14:30
駐車場なし

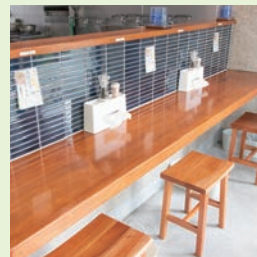


何度でも食べたくなる、朝ラーメン

昨年8月、イオンスタイル新茨木の近くにオープンした、早朝から楽しめるラーメン店です。店主の早松さんは、有名なラーメン店で6年間修行し、お店のこだわりの味を変わらず提供し続ける技術や難しさを学びました。もともと「いつかは自分のお店を」という思いがあり、以前から働いていたお店が朝からラーメンを提供していたので、お店を開業する際は自然とそのスタイルになったそうです。

おすすめの一品は「塩らーめん」。鶏と貝柱の旨味を凝縮させたこだわりのスープは、時折ふわっと大葉が香り、モチモチとした中細の平打ち麺と相性抜群。あっさりとした味わいなので、朝からでもさっぱりと食べられます。常連さんの中には、柚子胡椒やブラックペッパーで味を変えて楽しむ人もいるのだとか。セットメニューのやきめしとミニ炙りチャーシュー丼も人気で、こちらはランチタイムにおすすめです。期間限定メニューも登場するので、見逃さないよう要チェック。7月ごろからは、これからの季節にピッタリの冷たい塩ラーメンが登場します。

まだ行ったことがない人も、「朝ラーメン」を経験してみては。



店主 早松太郎さん

新型コロナワクチン接種等に関するお知らせ (6/13 時点)

国の方針に基づき、新型コロナワクチンの接種を実施しています。最新の情報は下図読み取りをご覧ください。ワクチン接種は強制ではありません。効果と副反応のリスクを理解した上で、接種の判断をしてください。**問市コールセンター**（接種の予約、接種券等に関すること）☎ 0120・695・890 (9:00～17:00)、☎ 072・625・1650、**府コールセンター**（ワクチンの副反応等に関すること）☎ 050・3613・9605 (7:00～22:00)、☎ 06・4400・9419



■市で実施中の新型コロナワクチン接種

	対象
令和5年春開始接種	65歳以上の人、5～64歳で基礎疾患のある人、医療従事者等
令和4年秋開始接種	5～11歳
初回接種	生後6か月以上の人

次の皆さんから、市へのご寄附（10万円以上、または相当品）をいただきました（敬称略）。◆イオンリテール（株）44万9959円、◆府立茨木工科高等学校 2台、◆朝礼台2台、◆掲示板3台、◆（株）シテイライフNEW 1「北摂まち本」2千冊、◆長谷川宣子 1等3面、◆（株）土方商店 1図書35冊、◆松本電気工事（株）20万円

「い寄附ありがとびげん」がまた

次のご寄附（10万円以上、または相当品）をいただきました（敬称略）。◆イオンリテール（株）44万9959円、◆府立茨木工科高等学校 2台、◆朝礼台2台、◆掲示板3台、◆（株）シテイライフNEW 1「北摂まち本」2千冊、◆長谷川宣子 1等3面、◆（株）土方商店 1図書35冊、◆松本電気工事（株）20万円



サマージャンボ宝くじ・サマージャンボミニの発売

収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。府内の宝くじ売り場またはインターネットで購入できます。**時【発売期間】**7月4日(火)～8月4日(金)、**抽せん日**8月18日(金)、**問**（公財）府市町村振興協会 ☎ 06・69417441

全国的に、身元調査等を目的に、第三者が戸籍謄本等を不正取得する事例が明らかになっています。市では、本人以外の第三者に住民票（写）や戸籍謄本等を交付した場合、本人へ交付した事実を封書で通知する「本人通知制度」を実施しています。同制度は、住

生後91日以上の子の犬の所有者には、犬に狂犬病予防法により毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、住所地の市町村が交付する「注射済票」を着けることが義務付けられています。

狂犬病の予防注射を忘れずに

民票（票）や戸籍謄本等の不正取得による権利侵害の防止や、不正請求に対する抑止力として有効です。通知を希望する場合は事前の登録（無料）が必要です。**問**本市の住民票・戸籍に記載されている（されていた）人、**目**本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）、**問**市民課 ☎ 620・1621

狂犬病は、ヒトを含む全ての哺乳類が感染する可能性があり、発症するとほとんど死に至る怖い病気です。必ず動物病院で接種させてください。接種時には、飼犬登録している人に送付した「予防注射の案内」を必ず持参してください。届いていない場合は、ご連絡ください。**問**市民生活相談課 ☎ 620・1603

！市内で「還付金詐欺」などが急増中

問茨木警察署 ☎ 622・1234、消費生活センター ☎ 624・1999

- 市役所や年金事務所の職員が、ATMで還付金の手続きをお願いすることは絶対にありません。
- 携帯電話で通話しながらATMを操作する人を見かけたら、声かけや110番通報にご協力をお願いします。
- 百貨店や警察官からの「カードが不正利用されている」という電話は詐欺です。暗証番号は絶対に教えず、すぐに警察にご相談ください。

7月27日に特殊詐欺被害防止講演会を開催、詳細は30ページ参照



市では「茨木市特殊詐欺多発警報」を発令し、茨木警察署等と連携した注意喚起活動等に取り組んでいます（写真は警報発令に伴う出発の様子）

7月の無料相談

祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、40ページ参照。

相談内容	とき	ところ	相談内容	とき	ところ	
法律相談 (各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、 13:00~17:00(※1) 相続、離婚、債務整理等	市民生活相談課 ☎620・1603	女性面接相談	毎週月~土曜日(火曜日を除く)、 9:30~16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920	
日曜法律相談 (先着7人)	30日(日)、9:00~12:30 (24日、8:45から電話または いばライフで予約)	※1 1週間前、8:45 から電話または、 いばライフで予約 (1週間前が閉庁日 の場合は、電話予 約のみ直前の開庁 日) いばライフでの予 約の詳細は下図参 照	女性電話相談 ☎621・0892	毎週月~土曜日(火曜日を除く)、 10:00~16:00		
交通事故法律相談 (各日先着5人)	毎週火曜日、 13:00~15:30(※1)		男性のための 電話相談 ☎620・9929	19日(水)・26日(水)、 18:30~21:30		
国の仕事に関する 行政相談	6日(水)・20日(水)、 13:00~15:00		女性のはたらき方 相談	8日(土)、9:30~12:30 (要予約)		
司法書士相談 (各日先着5人)	5日(水)=登記、相続、19日(水)・ 26日(水)=登記、相続、後見人、 多重債務等、9:30~12:00 (※1)		女性法律相談	15日(土)・20日(水)、 9:30~12:30(要予約)		
土地家屋調査士相談 (先着5人)	19日(水)、9:30~12:00(※1) 土地の境界等		仕事なんでも相談	27日(水)、13:00~16:00		
行政書士相談 (先着5人)	5日(水)、9:30~12:00(※1) 相続・遺言・離婚協議書・許 可申請等各種書類の書き方	※2 もしもし税金 相談室でも相談可 (毎週月~金曜日、 10:00~16:00、 近畿税理士会☎ 050・8880・ 0033)	DV相談 デートDV相談	毎週月~土曜日、 9:00~17:00		配偶者暴力相談 支援センター ☎622・5757
税務相談 (各日先着6人)	13日(水)・27日(水)、 13:00~16:00(※1・2)		人権相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00	人権センター ☎622・6613	
宅地建物取引相談 (先着5人)	20日(水)、9:30~12:00(※1) 不動産取引等		人権や生活上の さまざまな相談	①~③毎週月~土曜日、 9:00~17:00	各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良直☎635・7667 ②豊川☎643・1470 ③総持寺☎626・5660	
消費生活相談	毎週月~金曜日、9:00~ 16:30、8日(土)・22日(土)、9:00 ~12:00	消費生活センター ☎624・1999	お仕事じっくり 相談 (要予約)	①7日(金)・②28日(金)・ ③24日(月)、13:30~15:30		
戸籍相談 (先着4人)	20日(水)、14:00~16:00 (前日、8:45から電話で予約、 市民課☎620・1621)	市民生活相談課	暮らし設計相談 (要予約)	①21日(金)・②14日(金)・ ③15日(土)、 13:00~17:00		人権・男女共生課 ☎620・1640
人権擁護委員 による人権相談	13日(水)・27日(水)、 13:00~15:00	※いばライフでの 予約の詳細は下図 参照	いばらきにじいろ 電話相談	22日(土)、15:00~19:45 性的マイノリティ等	☎080・4668・ 9510	
ひとり親のため の法律相談	25日(火)、13:00~16:00 (電話またはメール、いばライ フ※で予約、こども政策課☎ 620・1625)		生活困窮に関する 相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00(予約優先)	暮らしサポートセン ターあすてつが茨木 (福祉総合相談課内) ☎655・2752	
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前可)	毎週月~金曜日、 9:00~17:00	こども政策課 ☎620・1625	経営相談	毎週月・火・金曜日、 10:00~17:00(予約優先)	商工労政課 ☎620・1620	
聴覚障害者 生活相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00	障害福祉課 ☎620・1636 (FAX)627・1692	創業相談	主に毎週月・金曜日、 10:00~17:00(要予約)		
障害児相談 (18歳まで)	毎週月~金曜日、9:00~ 17:00(面談は要予約)	あけぼの学園 ☎626・0105	仕事なんでも 相談	毎週火~木曜日、 10:00~16:00 (予約優先、27日は12:00まで)	防火相談	毎日、9:00~17:00 消防本部 ☎622・6955
来所教育相談 (小・中学生)	毎週月~金曜日、 9:00~19:00(要予約※) 発達・心理	教育センター ☎626・4407 ※下図読み取りか ら申込可	防火相談	毎日、9:00~17:00	市役所南館 1階ロビー 岡公園緑地課 ☎620・1654	
電話教育相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00、 ☎625・7830		緑の相談	7日(金)、10:00~12:00・ 13:00~16:00、 草花、樹木、野菜、果樹等	居住政策課 ☎655・2755	
「いじめ」ホット 電話相談	毎週月~金曜日、9:00~17:00、 ☎0120・147970 ☎627・5511		分譲マンション 管理相談会 (先着4組)	11日(火)、9:00~12:00 (4日までに要予約)		
奨学金相談	毎週月~木曜日、 10:00~18:00	教育センター ☎626・4400	建築物の耐震、 建替え、改修等 の相談 (先着4組)	20日(水)、13:00~16:15 (13日までに要予約)		

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課☎620・1603にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、